



岩田町長 行動規範10か条

— 信頼される町政、誇れる長瀬のために —

第1条

町民第一で判断する

すべての政策・行動は、特定の個人や団体の利益ではなく、町民全体の利益と長瀬町の将来を最優先に判断する。

第2条

公平・公正を貫く

親しい人、支援者、企業、団体であっても特別扱いをせず、許認可、契約、補助金、採用その他の行政手続は、公平・公正なルールに基づいて行う。

第3条

飲食・贈答は疑念を招かない

利害関係のある事業者等との飲食は節度を持ち、原則として自分の飲食代は自ら負担する。高額な接待、贈答品、便宜供与は受けない。

第4条

酒席で行政上の約束をしない

懇親会や会食の場で要望を受けても、その場で契約、補助金、採用、人事、事業実施等を約束しない。必要な案件は、必ず担当課を通じて正式に検討する。

第5条

公私の区別を徹底する

公用車、公費、町長交際費、町有財産等を私的な目的で使用しない。町長としての活動、個人としての活動、政治活動・後援会活動を明確に区別する。

第6条

情報公開と説明責任を大切にする

町民に説明できない行動はしない。重要な政策や公費の使用については、可能な限り分かりやすく情報を公開し、批判や質問にも誠実に向き合う。

第7条

職員を尊重し、組織で仕事をする

職員に威圧的な態度を取らず、専門性や意見を尊重する。一方で、決断すべきことは町長として責任を持って決断し、失敗の責任を職員だけに負わせない。

第8条

町民の声を広く聴く

支持していただいた方だけでなく、反対意見や厳しい意見にも耳を傾ける。声の大きい人だけでなく、子ども、若者、高齢者、子育て世代、事業者など、幅広い町民の声を町政に生かす。

第9条

発言・SNSには責任を持つ

町長としての発言は町の信用にも影響することを自覚する。SNSや公の場では、感情的な発言、誹謗中傷、個人情報の公開、未決定事項の安易な発信を行わない。

第10条

「公開されても説明できるか」で判断する

迷ったときは、「この行動が明日の新聞やSNSに掲載されても、町民に堂々と説明できるか」を判断基準とする。

— 町長としての誓い —

私は、町長という立場が町民からお預かりした公の立場であることを常に忘れず、法令を守ることはもちろん、それ以上に高い倫理観を持って行動します。

町民に信頼され、職員が誇りを持って働き、子どもたちが「長瀬に住んでよかった」と思える町をつくるため、自らが先頭に立ち、誠実に、公平に、そして全力で町政運営に取り組みます。

長瀬町長 岩田 務